

2024年度

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき
事業報告書



2025年6月

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき

も く じ

はじめに	1
I NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさきについて	2
II 子どもの権利オンブズパーソンながさきの事業について	3
III 2023年度相談状況	8
IV 広報・啓発活動	13
V 研修・会議	19
参考資料	
NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき定款	20
事業収支	29

はじめに

子どもの権利オンブズパーソンながさき第6年度を終えて

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき

理事 安達 和美

2024年、日本が子どもの権利条約を批准して30年を迎えました。そして当法人も皆さまの支えのおかげで6年度目の活動を終えることができました。本当にありがとうございました。開設当初、子どもの権利という言葉に、社会はまだ馴染みがなく、抵抗感があったような気がしますが、2023年にはこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されるなど、子どもの施策において、子どもの権利、子どもの声を聴くということが求められるようになりました。子どもの権利を守る「子どもの権利条例」を導入する自治体も増えており、全国では81自治体。九州では福岡県内の8自治体に定められており、この1年で10自治体以上の増加となっているようです。しかし、残念ながら長崎県においては、今年度も当団体で実施した街頭での子どもアンケートの結果を見ても、まだまだ認知の低さ、関心の無さを感じます。子どもの権利条約の普及、啓発は当団体の大きな目的でもあり、この現状は反省させられることでもあります。

今年度の活動内容も昨年度と同様、①通常事業（個別相談、制度改善）、②不登校児童生徒支援における学校内別室への支援員派遣事業（令和6年度社会福祉振興助成事業）、③アドボカシーに関する事業の3つの事業に取り組みました。

それぞれの活動に関しては、後掲で詳細を報告させていただいていますが、子どもの自殺者も、不登校も著しい増加となっている今、どの事業も子どもたちをとりまく環境において、欠かせない事業であると感じていますが、なかなか厳しい運営状況がある中で、奮闘してきた1年であったと思います。

特に②の事業においては、4年間支援を継続する中で、その積み重ねた経験を新たに展開して行く年になったのではないかと思います。

③においては、「子どもアドボカシー学会第3回研究大会 in 熊本」へ理事4人が参加し、各地の活発な活動報告を聞き、大きな刺激と焦りを感じました。全国でセンターが立ち上がり、一時保護所や、学校へのアドボケイトなどの広がりを聞くと、子どもの権利が大切にされた環境が、全国の自治体間で格差が広がっているのではと感じています。

例年と変わったこととして、子どもの権利フォーラムを、子どもの権利条約を批准した11月に開催しました。今回は長崎県出身の大学院生で社会的養護経験者のSamさんに「子どもの権利条約と出会って…」というタイトルで、Samさんが子どもの権利条約と出会って経験したこと、思うこと、伝えたいことを留学先のアメリカからオンラインで話して頂きました。当事者の話は本当に心に深く刺さり、学びを得ます。もっともっと多くの人に聴いて欲しかった。広報がたりなかったと、また反省でした。いつか長崎で直接お話を聴ければと思います。

児童福祉法改正、こども家庭庁発足、生徒指導提要改定など、時代の変化により子どもの権利が日本でも謳われるようになってきました。様々な子どもに関する施策も改正されようとしている中で、形だけ取り繕うのではなく、中身のあるものにするには、今こそ先ずは大人が学ぶことが重要です。

子どもを主体とする。子どもの声を聴く。当団体が大切にしている理念を、改めて自分に問いながら、皆様と共に活動していきたいと思います。今年度もあたたかいご支援をどうぞよろしくお願いします。

2025年6月

I NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさきについて

1 子どもの権利オンブズパーソンながさき事業開始まで

子どもの権利オンブズパーソンながさきは市民団体「子どもの権利条約ながさきネット」の相談窓口「オンブズルーム」の開所（2018年6月）とともに事業を開始しました。

背景のひとつに2014年1月に起きた新上五島町での子どもの自殺で第三者委員会が作成した報告書に常設の第三者機関の必要性が提言されたことがあげられます。

私たちとしても子どもの権利に立つ常設第三者機関が必要ではないかと思うようになり、そのような中で子どもの権利を守る公的第三者機関「子どもの人権オンブズパーソン」を知り、民間で近いものがないかと模索を始め、2018年5月20日（日）に行われた子どもの権利条約ながさきネット総会にて「子どもの権利オンブズパーソンながさき事業」への取り組みが承認されました。その後2018年6月2日（土）長崎市川口町に相談場所「オンブズルーム」を開所し、同日開所式を行いました。

2 NPO 法人格を取得し団体化へ

これまで市民団体「子どもの権利条約ながさきネット」の一事業でしたが、事業の発展等の観点から独立し団体化することを事業開始時から目指していました。

多くの皆様のご協力もあり、2019年11月23日に NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき設立総会、2020年1月29日に NPO 法人認証、そして2月19日に設立となりました。

3 オンブズルームの移転

2018年に開所した際は長崎市川口町に相談場所としてオンブズルームを開いていましたが、経費の関係から2019年1月に長崎県子ども劇場連絡会の事務所である大黒町に移転し、場所をお借りしていました。その後2020年6月に本石灰町に移転し、2024年1月から現在の「長崎市大黒町 4-4 レジデンスたかひら1F ほっと HOT スクエア長崎駅前内」へ移転しました。

4 主な助成事業

- ・一般財団法人未来基金ながさき 第1回 ながさき子ども応援基金 2022年度助成金事業
- ・令和4年度（補正予算）社会福祉振興助成事業
- ・令和5年度 民間団体自殺対策事業（コロナ対策分）
- ・令和5年度 日教弘長崎支部奨励金助成事業
- ・令和6年度 社会福祉振興助成事業
- ・令和6年度 民間団体自殺対策事業
- ・令和6年度 日教弘長崎支部奨励金助成事業 など

II NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさきの事業について

1 団体の目的・事業

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさきの目的（定款第3条）

この法人は子どもに関する相談支援事業を行うとともに、子どもの権利条約の周知、子どもに関する制度や施策への提言などを行い、子どものいのちと権利が大切にされ、子どもが安心して SOS を発信することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさきの事業（定款第5条）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ① 子どもに関する相談支援事業
- ② 子どもに関する施策や制度等への提言等を行う制度改善事業
- ③ 子どもの権利条約等、子どもの権利に関する広報啓発事業

2 事業概要:子どもに関する相談支援事業

団体の定款に加え、3つの事業それぞれに概要を作成しました。

1) 目的

この事業では子どもやその関係者からの相談を受け、丁寧に話を聞き、子どもを権利の主体として解決が図られるように取り組む。関係者からの相談の場合、まずは当事者の子どもに会う機会を作るようにする。

また、解決策を押し付けるのではなく一緒に解決策を考え、問題の核を明確にして多様な視点を大切にして、コーディネーター、相談員、オンブズパーソンで連携しながら関わる。

2) オンブズルーム

この事業では相談窓口としてオンブズルームを設置する。相談対象は子ども及びその関係者で、相談内容は子どもに関わるものとする。相談方法は電話、メール、LINE、手紙、来所等による。

3) コーディネーター

コーディネーターは相談窓口に着駐し相談を受け付け、解決に向けての助言や関係調整をおこなう。また、事実確認のために関係者からの聞き取りを可能な限りおこなう。

4) 相談員

相談員はコーディネーターの調整によって事例の相談にあたる。週 1 回程度、コーディネーターと共に相談員会議をおこなう。

5) オンブズパーソン

オンブズパーソンは、司法・医療・教育や福祉などの学識者で、各専門的立場からコーディネーター、相談員の問い合わせに適宜助言等をおこなう。

6) 外部顧問

外部顧問は、司法・医療・教育や福祉などの学識者で、各専門的立場からコーディネーター、相談員の問い合わせに適宜助言等をおこなう。また、外部顧問は事例によってはオンブズパーソンの役割(代理オンブズパーソン)につくことができる。

7) 検討委員会

検討委員で構成された検討委員会を設置し、必要に応じて検討会議をおこなう。検討委員は相談員から若干名と、コーディネーター、オンブズパーソンが担う。多様な視点を重視し、各検討委員の専門性をもって事例の支援方針を定める。

8) 調査

調査は子どもの気持ちを尊重し、子どもの最善の利益のためにおこなう。

9) 代弁

支援方針に沿って子どもの意見・意思表示のサポートをおこなう。子どもが自らで意見・意思表示できない場合には、子どもの許可を得た上でその代弁を関係者、関係機関等へおこなう。

10) 関係者・関係機関との協働

事例の関係者・関係機関と可能な限り協働をおこなう。協働は子どもの気持ちを尊重し、子どもの最善の利益のためにおこなわれる。

11) 要望書等の作成

支援の中で要望書等を作成する場合がある。要望等は子どもの気持ちを尊重し、子どもの最善の利益のために作成され、子どもと一緒に作成する。

12) 事例公表

相談支援事業で解決が図られず、かつ権利救済がおこなわれなければ子どもの福祉が著しく侵されると判断される場合は、権利侵害の状況について報道機関等への事例公表をおこなうことを通じて、責任ある救済機関で子どもの権利救済が適切に行われるよう働きかけを行う。

事例公表は子どもの気持ちを尊重し、子どもの最善の利益のためにおこなわれ、決してそれを損なってはならない。また、子ども本人と保護者の同意のもと、検討委員会の総意で決定する。

3 事業概要:子どもに関する施策や制度等への提言等を行う制度改善事業

1) 目的

この事業では相談支援事業を行う中で子どもに関する施策や制度の不備等が見えてきた場合、それらが適切に子どもの権利を守るよう機能するための調査、検証、要望、提言等をおこなう。

2) 制度改善事業の実施

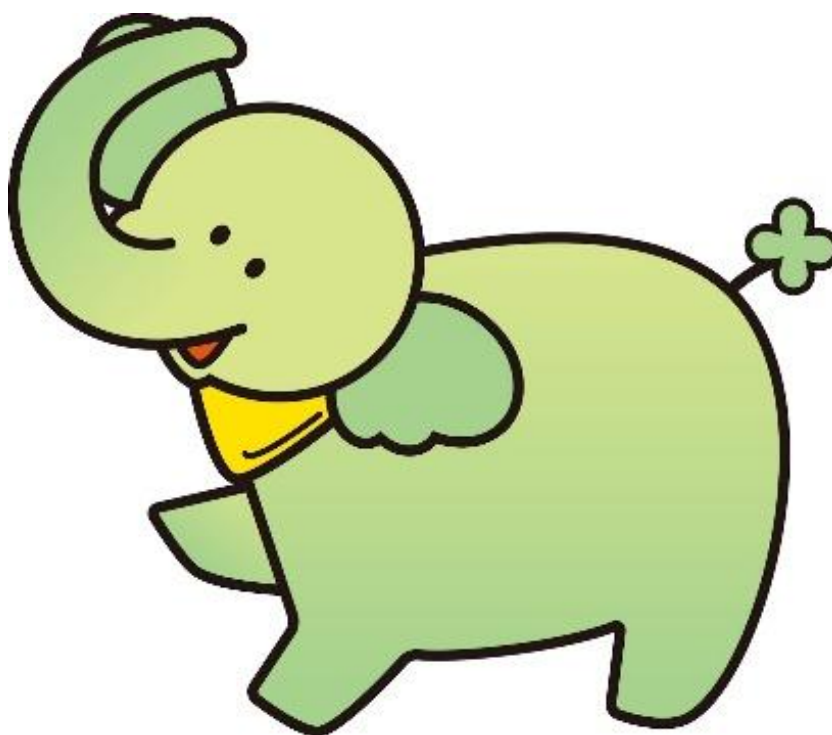
制度改善事業において要望や提言等を発する場合には検討委員会で検討する。

4 事業概要:子どもの権利条約等、子どもの権利に関する広報啓発事業

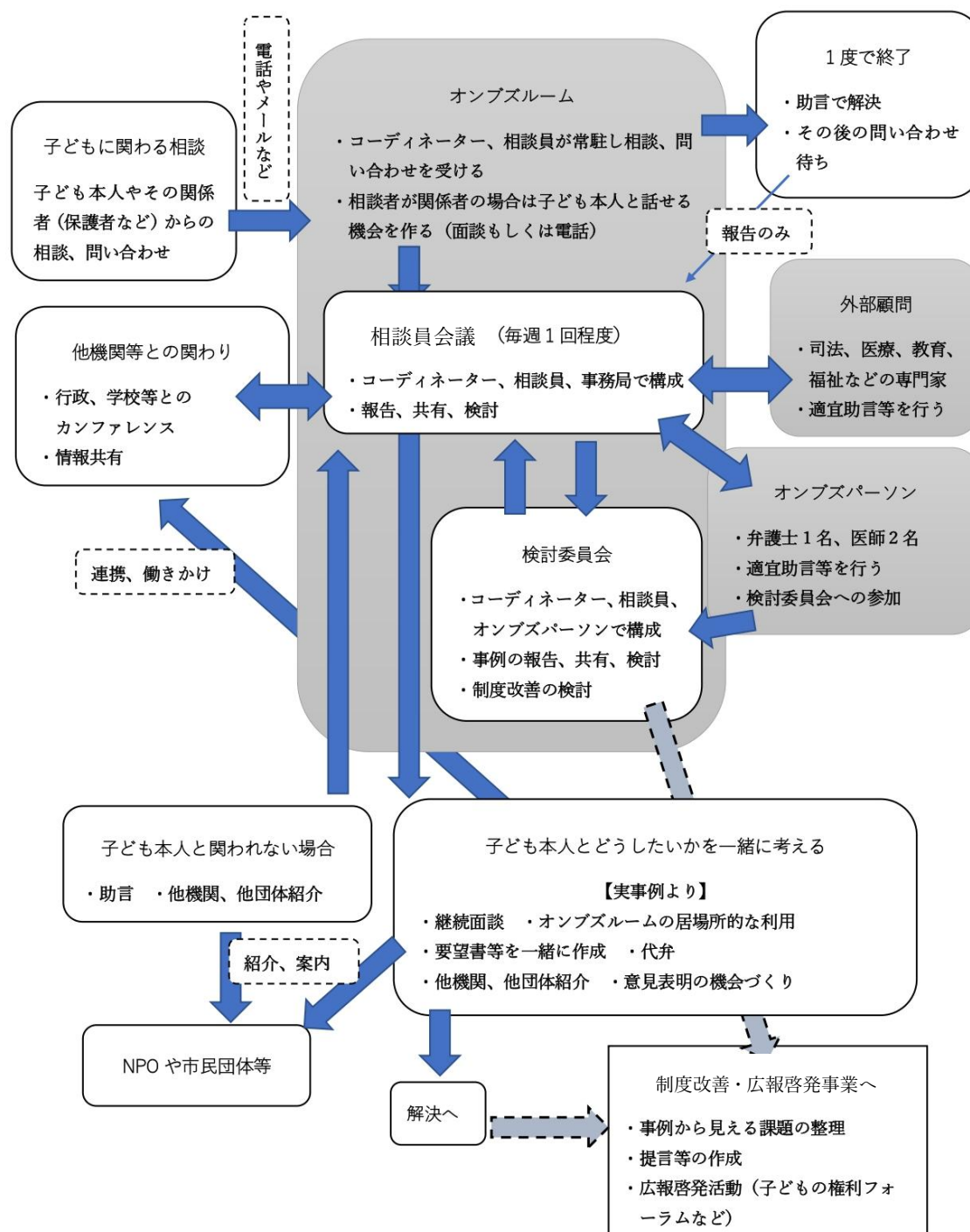
1) 目的

この事業では子どもの権利条約等、子どもの権利について子ども本人や親をはじめ、子どもに関わる全てのおとなに知ってもらうように広報啓発を適宜おこなう。

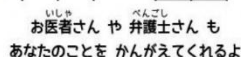
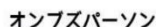
また、相談支援事業や制度改善事業も含む事業報告を少なくとも年に1度はおこない、事業の現状を多くの方々に知っていただくとともに、事業の中で聞こえてきた子どもたちの声を社会に発信する。



5 子ども救済の流れ



けんり



ひみつはまもります。
おや せんせい とも
親・先生・友だち
だれにもいえないことでも
あんしん ほん
安心して話しに来てね

オンブズルームは、
ほっとHOTスクエア長崎駅前にあります。

所在地：
長崎県長崎市大黒町4-4
レジデンスたかひら1F

アクセス：
○長崎駅前電停から 徒歩3分
○県営バスターミナルから
徒歩1分



ホームページ

子どものいのちと権利を守る、子ども救済第三者機関
NPO法人子どもの権利オンスパースンがさき <https://komb-nagasaki.sakura.ne.jp/>
 長崎市大黒町4-26-303(NPO法人長崎県子ども劇場連络会内) TEL・FAX 095-825-6151

Ⅲ 2024年度相談状況

1 相談状況

新規相談件数は15件で、2022年度(14件)2023年度(14件)から横ばいでした。月別件数が以下の通りです。

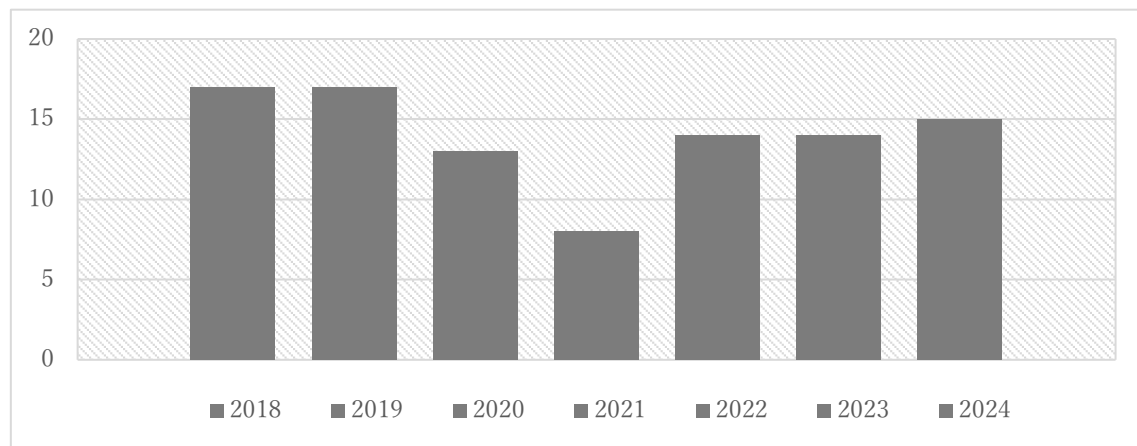
(1)各月新規相談・問い合わせ(件)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
総数	0	0	2	1	0	6	
子ども本人	0	0	0	1	0	4	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総数	3	0	1	0	2	0	15
子ども本人	0	0	0	0	2	0	7

※子ども本人の件数はその月の件数のうち何件が子ども本人かというもの

※上記他昨年度よりの継続が4件(今年度対応計19件)

(2)年度別新規相談件数の推移(件)



(3)初回相談者・手段(新規)

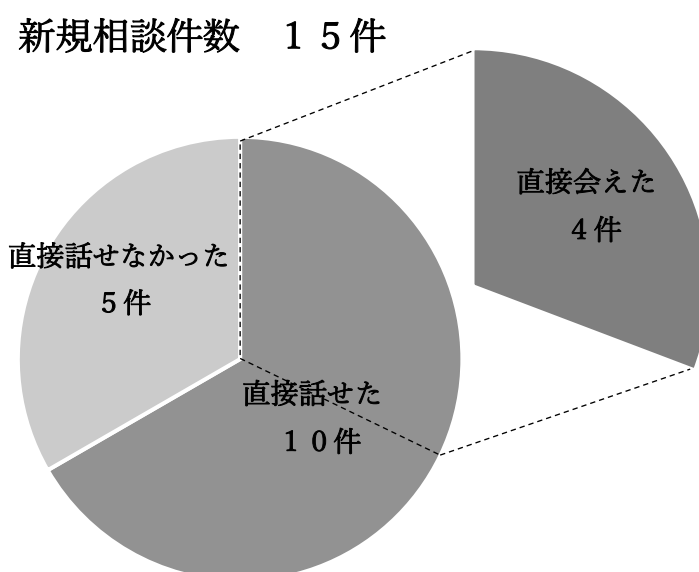
初回相談者	件数	手段
子ども本人	7	電話…5、LINE…2
母親	8	電話…7、LINE…1
父親	0	0
祖父母	0	
医療機関	0	
その他・不明	0	
合計	15	電話…12、LINE…3

15件の問い合わせのうち7件が子ども自身からの問い合わせでした。その中にLINEでの相談をきっかけとしたものがあり、相談支援事業としては初めてのことでした。

これまで小・中学生共通だった周知用の名刺サイズカードを、今年度は小学生用・中学生用で分けて作成しました。小学生用は大きくは変えずひらがな中心、中学生向けは漢字を使い、相談窓口の場所も記載しました。また、小・中学生ともに共通してLINE相談用のQRコードを記載したことで、わずかながらLINEでの相談に繋がったのだと考えられます。

カードは長崎市・諫早市・西海市・時津町・長与町の公立小・中学校全児童生徒へ、2024年9月1日以降順次各市町の教育委員会を通じて発送しました。

(4)子ども本人と直接話す・会うことができた件数(新規)



※直接話すとは“子ども本人と直接会う”“子ども本人と電話などで話す”の合計

子ども本人と直接話すことができた件数は10件で、その内会うことができた件数は4件でした。電話相談からその日の内に来所した中学生のケースもあり、電話やLINEでの繋がりだけではなく、対面で話すことの必要性をあらためて感じました。中学生用の周知カードに相談窓口の場所を記載していたこともよかったと思います。小学生では子どもと保護者が一緒に来所するというケースがありました。

相談支援事業では、ケースとして実際に動いていくためには、基本的には子どもと直接話す必要がある、としています。子どもの意思を無視した、おとな優先の対応にならないためです。しかしそれは“子どもに許可をもらう”という点のみを重視しているわけではありません。子どもと一緒に考えていく、ということが何より大切であり、子どもと話せば、許可をもらえばケースとして動けるとい、単純なものではないのです。

(5)相談主訴(新規)

学校・教職員等の対応	不登校 (不登校気味含む)	いじめ	交友関係 (いじめを除く)	家庭の悩み
6	1	1	1	4
子育ての悩み	虐待	行政施策等	その他	合計
0	0	0	2	15

※複合的な場合は相談初期の主訴でカウント

2024年度は学校・教職員等の対応という項目が多く、次いで家庭の悩みという結果でした。学校に関する相談に関しては特に複合的な部分が多く、例えば主訴がいじめや不登校であっても、その背景に学校に対する不信感が高まっているケースも多くあります。

いじめを主訴とした小学生のケースでは、はじめは子どもと保護者での来所相談でしたが、その後子ども本人がオンブズのLINEを登録してくれ、近況などをLINEで直接やり取りすることがありました。その日に嫌なことがあったりすると、そのことを伝えてくれたりしました。開所時間内でないと返信ができないため、タイムラグも多かったですが、それでも日々の様子を知ることができ、安心する面も多かったです。

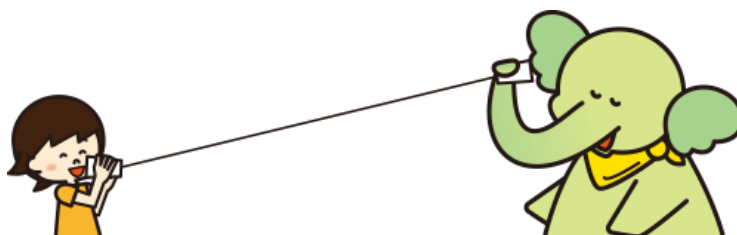
相談支援事業では相談の後に「どうしてるかなあ」と思うことが多いです。こちらから積極的に「どうしてますか？」と尋ねるというより、連絡を待つことの方が多く、連絡を取り合うにしても保護者に、という場合が多いので、子ども本人と直接やり取りできるのは新鮮でした。

周知用カードにLINEのQRコードを掲載した影響か、友達登録してくれているアカウントも増えました。今後もLINEを活用した子どもとのやり取りが増えていくかもしれません。

(6)相談対象となる子どもの学齢(新規15件)

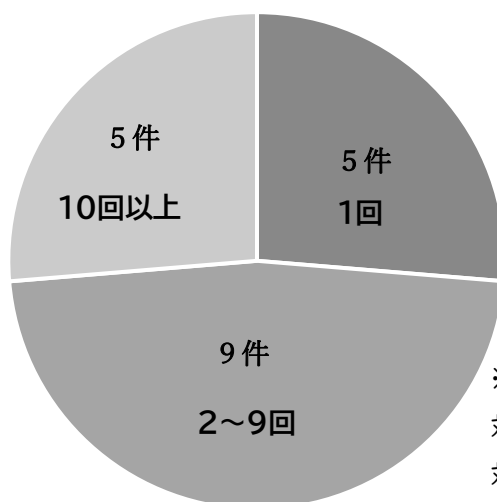


※就学前の新規相談はありませんでした。



(7)対応回数(新規15件・継続4件)

対応件数 19 件



※対応回数には相談者との面談、電話対応、メール対応、他機関との連携等の対応が含まれる

10回以上対応を行ったケースが5件、2～9回のケースが9件ありました。

医療機関からの紹介で保護者が相談に繋がったケースでは、複数の関係機関で学校に集まり、ケースについて共有する機会を作ることができました。関係機関それぞれに趣旨を説明し、日程調整を行うことは簡単ではありませんでしたが、保護者、学校の協力もあり、また、各関係機関の方々もご理解くださり、実施することができました。

場合によってはそのような調整なども行う必要があり、そうすると開所時間だけでは足りず、時間外に対応することもありました。仕方のないことではありますが、毎年度感じるのが相談を受ける体制のもろさです。件数がすごく多いわけではないですが、いっばいいいばいな現状です。

(8)曜日別来所者数(のべ・人)(新規・継続)

来所者	水曜日	木曜日	土曜日	合計
子ども	18	8	1	27
保護者	9	1	1	11
その他	14	4	7	25
合計	41	13	9	63

※開所時間…水曜日(11:00～19:00)、木曜日(18:00～21:00)、土曜日(14:00～18:00)

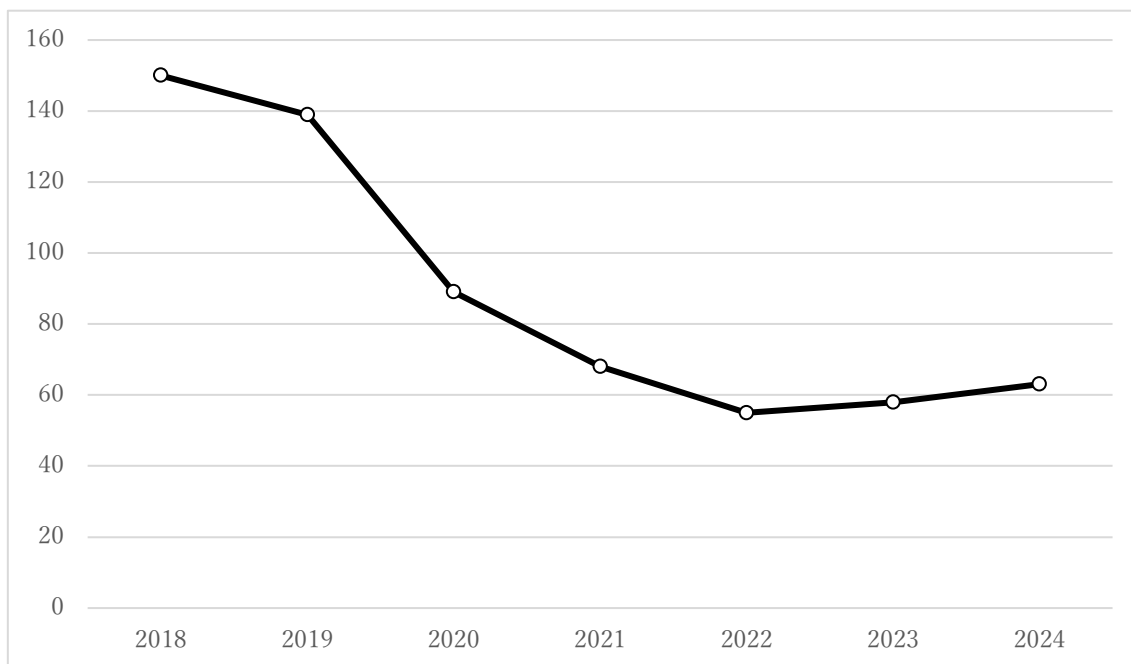
※祝祭日、お盆期間、年末年始は休み

※その他はケース関係者(主に教員)、行政、メディア、当団体の協力者など

※上記他、開所日以外の対応が数件あり

※2025年度からは木曜日はお休み

(9)年度別来所者数の推移(のべ・人)(新規・継続)



これまで同様水曜日の利用が一番多くなりました。来所の人数は昨年度(のべ58名)から横ばいでしたが、年度別で見ると減少傾向です。

来所者数について増減を気にすることはありませんが、WAM助成で実施している校内別室支援で出会った子どもが、その学校を卒業した後にオンブズルームに会いに来てくれることが多く、それは2024年度の特徴のひとつでした。進学先の話を知ったりすることができるのでとても良い時間でした。「別室に来ていた時はUNOしたね」と言いながら、オンブズルームで一緒にUNOをしたりしました。

そのような卒業生が顔を出しやすいのも、オンブズルームが長崎駅前という好位置にあるからだと思います。今後もそのような機会を大切にできるよう活動していきます。

(10)相談者所在地(件)(新規)

長崎市	長崎市外	長崎県外	不明
1	6	0	8

2024年度も長崎市外からの相談が多くなりました。市外の場合は対面相談のためにオンブズルームまで来てもらうことが多く、それが良い場合もあるのですが、相談者の負担になっていることもありました。

そこで今年度は長崎市外のケースで、その地域のSSWに協力を仰ぎ、こちらから出向いて相談を受けられる機会を作りました。そのことが相談者とSSWとの繋がりを深め、情報共有しやすい状況を作ることにつながりました。また、出向いていく際に重要な“相談場所”も安全な場所を確保することができました。

今後も様々な機関、職種と連携しながら、こちらから出向いての相談にも対応できるよう考えていく必要があると感じました。



第3回子どもアドボカシー研究大会in熊本 2024年8月24日(土)～25日(日) 熊本学園大学
参加4名(居村、安達、古豊、中村)

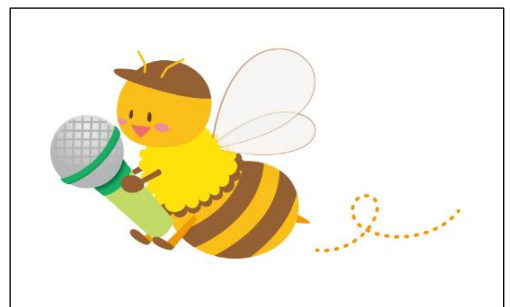
【子どもアドボカシー団体内連続研修会開催】

2024年12月10日(火)、2025年2月7日(金)、3月27日(木)の3回にわたり、子どもアドボカシーに関する団体内研修会(オンライン)を開催しました。参加対象を団体内だけでなく、昨年度から子どもアドボケイトとして活動している人にも声をかけ、アドボケイト同士の学びと意見交換にもつなげました。今年度は長崎県のアドボケイト派遣事業が2025年2月まで開催されず、アドボケイト同士の意見交換の場やグループスーパービジョンなどが公的に設定されなかったという背景があります。

- ・1回目:「障害児施設、乳児院での訪問アドボカシー」 参加者:8名
- ・2回目:「京都府乳児院Aでの訪問と施設との報告会」参加者:5名
- ・3回目:「京都府乳児院Bでの訪問のようす」 参加者:7名

※講師(3回とも):奥村仁美さん(NPO 法人子どもアドボカシーセンターOSAKA 代表理事・子どもアドボカシー学会事務局長)

その他、長崎県のアドボケイト派遣事業が進まない現状から、法人内に子どもアドボカシーセンター事業を立ち上げ、少しでも実践につなげていくのがいいのではないかと話し合い、子どもたちに認知してもらうためのロゴマークを作成しました(右図)。



3 令和4年度独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

今年度も昨年度に続き助成金をいただき、「子どもが安心できる校内教育支援センター設置及び促進を目指す事業」を実施しました。

「学校内別室への支援員派遣事業」では長崎市の公立小学校2校・中学校1校、佐々町の公立中学校1校、西海市の公立小学校1校の、計5校で実践を行いました。小学校3校は計146日訪問し、延べ510名の子どもと、中学校2校は計144日訪問し延べ1258名の子どもとそれぞれ関わりました。

2024年度は派遣先学校が1校増え、支援員も15名に増え、濃い実践ができた1年でした。2024年度から長崎県内でもいくつかの自治体が別室に支援員を配置する予算を計上し、長崎市の学校では長崎市の支援員の方々と一緒になって取り組むことが増え、学校も含めた協議の場にも参加させていただきました。まだまだ課題の多い取り組みですが、今後も長崎県内に設置されていく校内別室(校内教育支援センター、SSRなど)が子どもたちの居場所となるよう、これまでの実践を軸に寄与していけるように活動を続けます。

校内別室への支援員派遣事業の他にも、「校内教育支援センター支援員研修プログラム開発事業」と、「校内教育支援センタープロモーション動画制作事業」にも取り組みました。

「校内教育支援センター支援員研修プログラム開発事業」ではテーマに沿った“オンデマンド動画”を5本作成しました。今後広がりを見せる校内教育支援センター支援員(指導員)の事前研修に活用できるよう準備し、今後は当団体だけでなく、支援員配置を実施する自治体、民間団体、個人からの申し込みを受け付ける予定にしています。受講は有料となります。

「校内教育支援センタープロモーション動画制作事業」では、「子どもたちの育ちを支える～長崎・校内別室支援の取り組み～」という15分程度の動画を作成しました。動画は2023年度に長崎県に対して行った3つの提言を中心に、これまでの実践で大切にしてきたこと、学んだことをまとめた他、派遣先学校や長崎市別室支援員のインタビューも入った内容となっています。この動画は一般公開用ではなく、長崎県教育委員会を通じて、各市町教育委員会から各学校へ届け、先生方ひとりひとりに見てもらえるように調整中です。

また、これまで同様「事業終了報告会開催事業」にも取り組み、2024年度の事業報告動画を作成しました。動画の前半はスライドを使用しながら2024年度に取り組んだ3つの事業を中心に報告しました。報告の後には「4年間の取り組みから見えたこと～これから校内教育支援センターを設置・拡充していく皆様へ～」と題し、短い実践期間ではあるものの、その中で得た学びを報告しました。内容は主に2024年度から実施されている行政主導の校内別室支援の支援員との協議で出た疑問をキーワードに、なぜそのような疑問が生まれるのかという課題背景から、当法人の実践ではどのようにその課題をクリアしているかというものとなっています。

動画の後半は認定NPO法人アカツキの永田賢介様に質問をしていただきながら、前半の報告を聞く中でもう少し踏み込んで聞きたい内容などを対談形式で報告しました。

事業報告動画は下記QRコードから視聴できます。この事業の詳細は当法人HPから事業報告書をご覧ください。

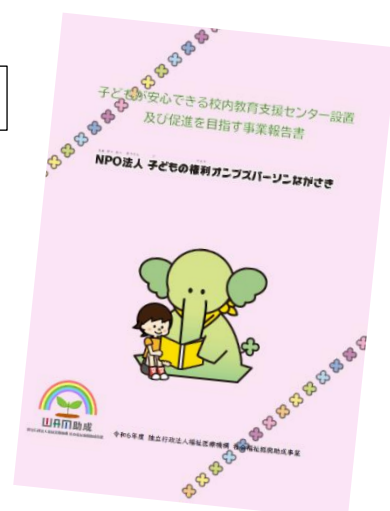
事業報告書は当法人のHPから→



↑事業報告会動画
(YouTube)視聴用 QR



←オンブズながさきHPのQR



4 夏休み明けの子どもの自殺対策について

夏休み明けは各月の統計の中で子どもの自殺が一番多い時期です。長崎市では数年前から、NPOや市民団体が夏休み明け前後に子どもが安心して駆け込める居場所を臨時開設するなど、様々な媒体で子どもへのメッセージを発信しています。

当団体でも昨年度に引き続き今年度も夏休み明けにあわせ臨時に相談窓口を開所し、電話相談、来所相談ができる体制をとりましたが、当日の利用はありませんでした。

開所理由	月日・開所時間	電話相談・来所者
夏休み明け駆け込み居場所	2024年 9 月2日(月) 7:00~12:00	子ども…0 その他…0

5 子どもの権利条約批准30周年記念フォーラム(第8回子どもの権利フォーラム)「子どもの権利条約と出会って…」の共催

2024年11月17日に長崎市立図書館多目的ホールにて、市民活動団体「子どもの権利条約ながさきネット」と共催し、社会的養護経験者であり、現在アメリカで当事者研究をしているSamさんから話を聞きました。

当事者からの話は学ぶことが多く、小学生時代に「語ってはいけない」と思うきっかけとなった学校での出来事から、高校生で子どもの権利条約と出会い、自ら「保護して欲しい」と声を上げるまでの、長い時間の中での葛藤、条約と出会った時にどう感じ、力を得たのかなど、Samさんが勇気を持って語ってくれたことは、会場の皆さんに深く伝わったと感じました。

子どもの権利条約が、(Samさんのように)本当に必要とされる子ども自身にまだまだ届いていない現状を、なんとか早く改善しなければならない。30 年も経っているのに…!と、大人として責任を感じました。

参加者は約30名でした。以下参加者からの感想です。一部抜粋して掲載します。

社会的養護の方のお話をきくのは初めてだったので、貴重なお話ありがとうございました。私の世界が狭いように、誰の世界も狭いんだと思います。自分の権利を理解し、4年後成人したときに、子供の権利についての義務を自覚しておきたいです。

12条の意見表明権は重要な権利ですがまだまだ一般的ではないと感じています。まだ日本では子どもの意見なんて聞く必要がないとか考え方が根強い部分があると感じています。そういった考えを持つ大人が意見表明権をまず知ること。それによって権利の向上につながると感じました。

<子どもの権利条約批准 30 周年記念フォーラム>



子どもの権利条約 と出会って・・・

「泣いても黙秘」
「泣いても何も変わらない」
「泣き止むまで休ませる」 そう思って
泣かない声を、聴いてほしい思いを
あきらめている子どもがどれくらいいるのでしょうか。

子どもには
その声を上げる権利、聴いてもらえる権利があります。

子どもの権利条約を日本が批准して 30 年。
深く子どもたちの心に入っていくことを願いながら
Sam さんのお話を聴きます。
Sam さんが子どもの権利条約と出会って
経験したこと、思うこと、伝えたいこと・・・
アメリカからオンラインで聴いてもらいます。



< Sam さん >
長崎県出身の大学院生
社会的養護経験者
現在アメリカ留学中

2024 年 11 月 17 日(日) 14 時～16 時
会場：長崎市立図書館多目的ホール

どなたでも参加いただけます。(参加無料)
事前申し込みは不要です。

<問い合わせ先>



NPO法人
子どもの権利
オンラインがさき

〒850-0007 長崎市大里町 4-14-303
(NPO 法人 長崎県子ども劇場連絡会内)
TEL: 095-823-4131
メール: sam@npoonline-nagasaki.com

HP 

主催：子どもの権利条約ながさきキット NPO 法人子どもの権利オンラインがさき

16

↑開催案内チラシ

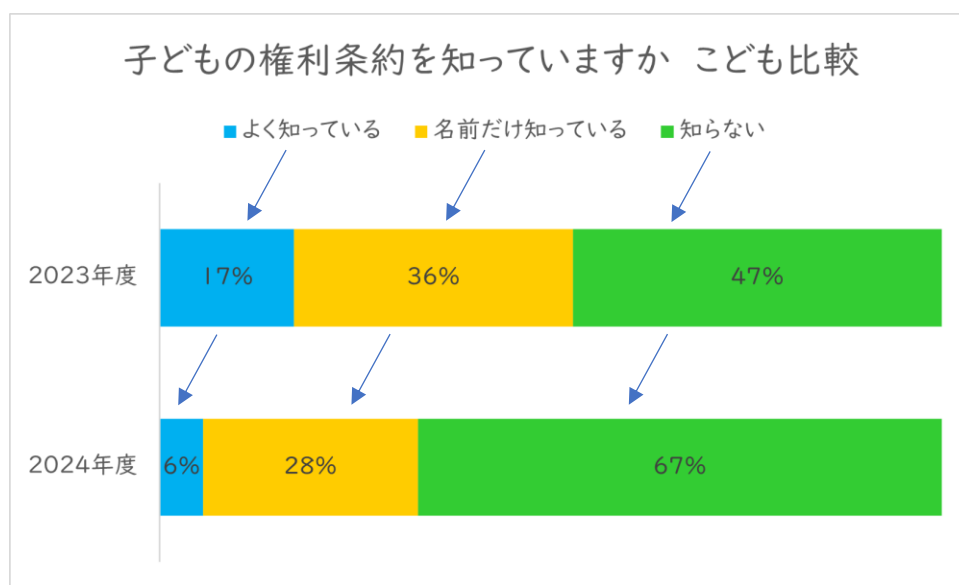
6 第4回子どもアンケートの実施

2024年11月2日（土）に浜の町アーケードハマクロス前にて、第4回子どもアンケートを実施しました。また合わせて11月3日（日）・4日（月・祝）に、それぞれ別の他団体主催イベント内にてブース出展させていただき実施しました（両日とも会場は長崎市役所2階多目的スペース）。

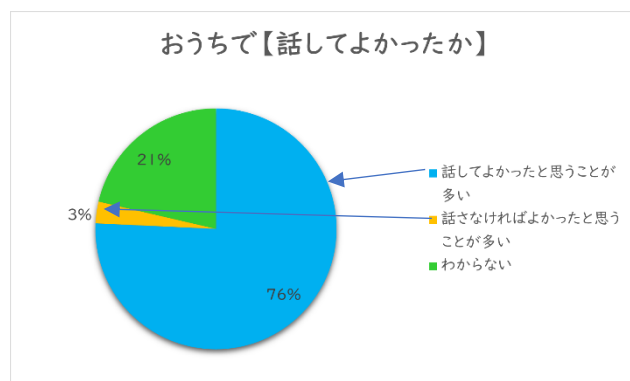
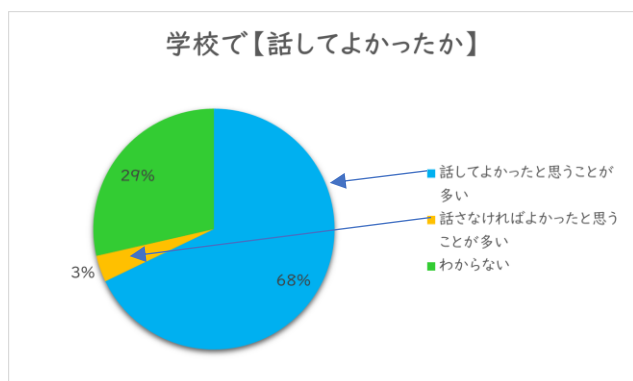
今回は「質問1」子どもの権利条約を知っていますか？という質問と、「質問2」子どもには自分の気持ちや考えをおとなに聞いてもらう権利があります。あなたは自分の気持ちや考えを【おうちで】・【学校で】おとなに話しますか？という質問の2問を準備し、幼児・小・中・高・おとなで分けてシールを貼ってもらう形式で実施しました。

質問1は、昨年実施した時と同じ内容で、比較することができました（下図）。

※こども（幼児10名・小学生49名・中学生32名・高校生18名）＝合計109名



質問2は、学校とおうちそれぞれで、「よく話す」「話すこともある」「話さない」の3択、そこから派生して、「話してよかったと思うことが多い」「話さなければよかったと思うことが多い」「わからない」の3択としました。回答を悩む子どもの姿もあり、少し難しい内容だったと思います。



「学校で」、「おうちで」ともに、「話してよかったと思うことが多い」という回答が一番多くなりました。学校やおうちで話を聞いてもらえていると感じる回答が多く安心した一方、「話さなければよかったと思うことが多い」、「わからない」という回答もあり、そのような声を拾っていく必要があると感じました。



7 ココトーク(不定期開催)

オンブズメンバーが話を聞きたい方を招いてトークしてもらうという企画のココトーク。今回は2024年5月11日、長崎ダルク代表の中川賀雅(よしまさ)さんをお招きしました。

当日はオンブズメンバー6名+2名の少ない人数でしたが、リラックスしてゆっくりお話を聞くことができました。薬物依存症当事者としての体験、支援者として思うこと、依存症境界のことなど、ずっしりと胸に重く、でも希望も感じるお話でした。

「依存症」「生きづらさ」「孤立」、回復を続けていくために必要なこと、失敗する権利もあること、などオンブズの活動にも関連する内容で、お話聞けてとても良かったと思います。



8 講師派遣

- ・2024年6月18日「子どもと結ぶ約束について考える」依頼元: 諫早人権教様
- ・2024年8月5日「子どもの権利について」依頼元: 西彼人権教様
- ・2025年2月22日「長崎市民生委員児童委員 西部ブロック研修会」依頼元: 長崎市民生委員児童委員西部ブロック様

V 研修・会議

1 研修

(1) 子どもアドボカシー学会への参加

昨年度から継続して子どもアドボカシー学会に団体会員として加盟しました。毎月1回開催される定例研究会（ZOOMによるオンライン）に参加し、子どもアドボカシーに関する様々なテーマをそれぞれの専門家から学ぶ機会となりました。

2 会議

(1) 令和6年度 不登校児童生徒の支援に係るフリースクール等との連携協議会への参加

第1回

日 時:2024年(令和6年)7月26日(金)14:30~16:30

場 所:GoogleMeet によるオンライン開催

主 催:長崎市教育研究所

目 的:不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援を行う観点から、教育委員会・学校とフリースクール等民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながらの取組を推進する。

内 容:「長崎市の不登校の現状と国の動向について」「学校と学校外施設との連携の在り方について」など

第2回

日 時:2025年(令和7年)3月11日(火)10:00~11:30

場 所:GoogleMeet によるオンライン開催

主 催:長崎市教育研究所

目 的:不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援を行う観点から、教育委員会・学校とフリースクール等民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながらの取組を推進する。

内 容:「教育研究所から長崎市の不登校支援について」「協議『学習活動等の評価への反映について』」など

今年度は2回開催され、どちらも相談員1名が参加しました。

3 委員

(1) 学びの多様化学校設置準備委員会

第1回

日 時:2024年(令和6年)11月18日(月)10:00~12:00

第2回

日 時:2025年(令和7年)2月6日(木)10:00~12:00

特定非営利活動法人子どもの権利オンブズパーソンながさき定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさきとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は子どもに関する相談支援事業を行うとともに、子どもの権利条約の周知、子どもに関する制度や施策への提言などを行い、子どものいのちと権利が大切にされ、子どもが安心してSOSを発信することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子どもに関する相談支援事業
- ② 子どもに関する施策や制度等への提言等を行う制度改善事業
- ③ 子どもの権利条約等、子どもの権利に関する広報啓発事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、事業運営に携わる個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 代表理事は、理事会において理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、総会において選任する。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職

務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事は理事会、監事は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (7) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定又はIT・ネットワーク技術の活用により、出席者が一堂に会するのと同等に双方向性、即時性が確保された電話会議やテレビ会議(以下「テレビ会議等」という。)により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者又はテレビ会議等による参加者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 資産の管理方法
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつ

たとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した理事がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決める。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定又はテレビ会議等により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者又はテレビ会議等による参加者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および活動予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 古豊 慶彦

理事 居村 弘子

同 中村 結花

同 古豊 史子

同 村上 龍則

同 森田 知美

監事 近藤 みどり

同 森 満樹子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年5月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費 6,000円

(2) 賛助会員 年会費 3,000円

附則

この定款は令和2年7月8日から施行する。

附則

この定款は、令和6年6月18日から施行する。

第6年度 決算

NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき

〈収入の部〉

2024年4月1日～2025年3月31日

摘要	第5年度決算	第6年度予算	第6年度決算	増減(決算-予算)	決算内訳・備考
正会員会費	84,000	84,000	84,000	0	年6,000円×14名
賛助会費	81,000	90,000	105,000	15,000	年3,000円×35口(個人31名、団体・企業4口)
運営基金	115,000	120,000	42,000	△ 78,000	1口1,000円×42口
寄付金	776,336	400,000	262,500	△ 137,500	個人126,000円、団体・企業130,000円、会場カンパ6,500円
助成金	250,000	250,000	250,000	0	①日教弘長崎支部 奨励金助成事業
	300,000	210,000	210,000	0	②長崎県民間団体自殺対策事業費補助金
	3,573,000	6,126,000	6,082,374	△ 43,626	③WAM助成金(6,066千円)、参加費収入(16千)、源泉過払戻し374円
	272,000	—	—	—	(前年度：未来基金ながさき「ながさき子ども応援基金」)
事業収入	579,000	100,000	10,917	△ 89,083	子どもの権利フォーラムへ(権利ネットより)
その他収入	136,341	100,000	51,066	△ 48,934	謝金収入、預金利息
収入計	6,166,677	7,480,000	7,097,857	△ 382,143	

〈支出の部〉

摘要	第5年度決算	第6年度予算	第6年度決算	増減(決算-予算)	決算内訳・備考
事業費	66,900	50,000	31,330	△ 18,670	個別相談、制度改善、広報啓発など
100,851円	511,385	100,000	0	△ 100,000	アドボカシー事業⇒助成事業(日教弘)にて実施
			58,604	58,604	講師派遣費、執筆・インタビュー謝金、他
			10,917	10,917	子どもの権利フォーラム
助成金事業	252,476	250,000	252,464	2,464	①日教弘長崎支部 奨励金助成事業
6,645,925円	345,911	210,000	210,609	609	②長崎県民間団体自殺対策事業費補助金事業
	3,609,182	6,126,280	6,182,852	56,572	③WAM助成事業
	257,944	—	—	—	(前年度：未来基金ながさき「ながさき子ども応援基金」)
役員報酬	480,000	480,000	480,000	0	月4万円×12ヶ月
会議費	15,680	15,000	7,860	△ 7,140	総会、監査、ZOOM利用謝金
賃借料	285,000	60,000	60,000	0	オンブズルーム賃借料(たかひらネットへ月5千円)
研修費	0	50,000		△ 50,000	※助成金事業費(日教弘)で実施
旅費交通費	7,560	10,000	4,250	△ 5,750	相談員交通費、事務局行動費
通信運搬費	59,808	60,000	61,658	1,658	相談専用電話代、郵送代、インターネット、振込手数料
諸会費	10,000	10,000	10,000	0	子どもアドボカシー学会
印刷製本費	1,800	3,000	5,880	2,880	年次報告書・封筒印刷代
雑費	15,981	15,000	6,308	△ 8,692	消耗品、租税公課など
事務所費	24,000	24,000	24,000	0	事務所謝金(子ども劇場へ月2千円)
予備費	8,140	16,720	0	△ 16,720	
支出計	5,951,767	7,480,000	7,406,732	△ 73,268	
当期損益	214,910	0	△ 308,875	△ 308,875	
前期繰越損益	161,302	376,212	376,212	0	
差引(次期繰越金)	376,212	376,212	67,337	△ 308,875	

<貸借対照表>

2025年3月31日現在

I 資産の部

II 負債の部

科目	金額	科目	金額
現金	488		
預貯金	66,475		
振替口座	0		
前払金	374		
		次期繰越金	67,337
合計	67,337	合計	67,337

・前払金 源泉税過払金、2025年度分へ振替



NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき 2024年度事業報告書
2025年6月 発行

編集・発行／NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき

〒850-0057 長崎県長崎市大黒町 4-26-303 (NPO 法人長崎県子ども劇場連絡会内)

TEL:095-825-6151

ホームページ:<https://komb-nagasaki.sakura.ne.jp/>

メールアドレス:komb.nagasaki@gmail.com

相談専用電話 080-3187-9156

開所時間 水曜日 11時～19時 ~~木曜日 18時～21時~~ 土曜日 14時～18時

※上記時間のみ相談電話がつながります

※祝祭日、年末年始をのぞきます